

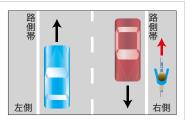
自転車の交通違反取り締まりの強化 — 6月より改正道路交通法施行 —

●自転車での違反者に対する新たな罰則規定

2015年6月1日に改正道路交通法が施行されました。 今回の改正のポイントは自転車の「危険運転行為」に 対する講習の義務化です。3年以内に2回以上「危険運転 行為」の摘発を受けた自転車運転者は、自転車運転者講 習の受講(講習料5,700円、東京都の場合)が義務づけられ、受講しないと5万円以下の罰金が科せられます。

問 では、次のうちこの「危険行為」として取り締まりの 対象になるのはどれでしょう?

a.右側路側帯を走行し た



b.一時停止の標識が あったが、自転車は 関係ないので徐行し ながら走行した



c. 携帯が鳴ったので、 自転車に乗ったまま 通話をした



d.歩道を走行してきて 歩行者用信号(青)が 点滅し始めたので、 加速して横断歩道を 渡り切った



改正道路交通法では、取り締まりの対象となる「危険運転行為」として表1の14行為を挙げています。したがって、a. ~ d.はすべて取り締まりの対象となります(a.= ④通行区分違反、b.= ⑩一時停止違反、c.= ⑭安全運転義務違反、d.= ⑦交差点安全進行義務違反)。普段何気なくやってしまいがちですが、生徒指導の際に周知が必要です。

自転車による違反の制裁措置は、前記講習会の受講

表 1. 14項目の危険運転行為

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反(車両通行止め、自転車通行止めなどの違反)
- ③ 歩行者用道路徐行違反(ブレーキをかけてもすぐ止まれない速度)
- ④ 通行区分違反(車道右側逆走など)
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者通行妨害
- ⑥ 踏切一時停止違反、遮断踏切立ち入り
- ⑦ | 交差点安全進行義務違反(交差点進入、通過時の速度や安全確認)
- ⑧ 交差点優先車妨害(右折時の反対車線直進車への妨害)
- ⑨ 環状交差点(ラウンドアバウト)の安全進行義務違反
- ⑩ 一時停止違反(自転車の場合は足を地面につくこと)
- ① 歩道通行時の通行方法違反(歩行者妨害、ベルを鳴らすなど)
- ② |ブレーキ不良自転車運転(ブレーキなし自転車など)
- ③ 酒酔い運転
- (4) 安全運転義務違反(傘さし、携帯電話・スマホ使用運転など)

だけではありません。特に悪質と判断されれば、1回の 違反で起訴され前科がつく可能性もあるのです。

●自転車での交通違反取り締まりの強化

自動車での交通違反の場合、軽微な違反については青切符(交通反則告知書)を渡して反則金を納付させ行政処分ですませる「交通反則通告制度」があります。重い違反行為に対しては赤切符(交通切符)が渡され、免停、略式起訴され、そして前科もつきます。

ところが、軽車両にあたる自転車は青切符制度の範囲外であるため、自転車の交通違反はすべて赤切符、つまり即、刑事処分の対象となり、一回の検挙で前科がついてしまうのです。また、警察・検察にとっても処理件数が増えると煩雑であるなどの理由によって、これまでは法律で違反の罰則を定めていても自転車の違反に対する取り締まりには消極的であったと言わざるを得ません。

大阪府では4月に「自転車対策室」という、自転車事故の 防止や取り締まりに特化した全国初の組織を立ち上げまし た。このような動きが全国的に広がっていくことを期待す るとともに、改正道路交通法を"ザル法"にしないためにも、 警察には法律に則った取り締まりをしっかりやっていただ き、自転車事故の低減につなげていただきたいと思います。

●自転車は「軽車両」の再認識を

改めて自転車は「軽車両」であり、走行するときは「車道左側が原則」であるということを認識することが重要です。今回の道路交通法改正により、生徒を"前科者"にさせないためにもこれまで以上に、学校での交通安全指導が重要となってきます。